

第 6676 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 10日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 税務署窓口における押印の取扱い

Q : 税務関係の書類に押印が要らなくなったようですが、どのような取扱いになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

国税に関する法令に基づき税務署長等に提出する申告書等(税務関係書類)は、これまで提出者等の押印をしなければならないこととされてきましたが、令和3年度税制改正において、令和3年4月1日以降は、次に掲げるものを除いて、押印を要しないこととされました。

①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

また、代理人が納税証明書の交付請求等をする際に提出が必要だった本人(委任者)からの委任状等についても、押印は不要となりました。

ただし、実印の押印及び印鑑登録証明書等の添付などにより委任の事実を確認している特定個人情報の開示請求や閲覧申請手続については、引き続き、委任状への押印等が必要となりますので、注意してください。

申告書等の様式は、順次、押印欄のない様式に更新されていきますが、押印欄のある様式もそのまま押印せずに使用することができます。押印の有無によって効力に影響はありません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

